



さくら

税理士法人 越智会計事務所
越智会計ニユース

編集発行人
代表社員・税理士
越智通秀

松山本社 〒790-0003
松山市三番町4-8-5
(第7越智会計ビル)
TEL 089(946)2000代
今治支店 〒794-0043
今治市南宝来町1-4-13
(第8越智会計ビル)
TEL 0898(32)2243代
東京支店 〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷1-21-6
TEL 03(3470)0493代

4月

(卯月) APRIL

29日・昭和の日

日	月	火	水	木	金	土
・	・	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	・	・	・

ワンポイント 価格転嫁検討ツール

仕入れ・材料費や人件費、水道光熱費等のコスト増加分を価格に反映させたい事業者が商品別(取引先別)の収支状況も確認しながら、目指すべき取引価格を検討できるシミュレーションツール。独立行政法人中小企業基盤整備機構がリリースしたもので、登録不要、無料で利用できます。

4月の税務と労務

- 国 税 / 3月分源泉所得税の納付 4月10日
- 国 税 / 2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 4月30日
- 国 税 / 8月決算法人の中間申告 4月30日
- 国 税 / 5月、8月、11月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 4月30日
- 地方税 / 給与支払報告に係る給与と所得者異動届の提出 4月15日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)第1期分の納付 市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 地方税 / 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 4月1日~4月20日
または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで
- 労 務 / 労働者死傷病報告(休業4日未満:1月~3月分) 4月30日

投資と税金



投資とは、利益を見込んで投資信託や株式などの資産を購入することです。「貯蓄から投資へ」の流れを加速するため、一般の人々の証券市場への参加を促す税制改正を行うなど、様々な環境整備が行われてきました。令和6年改正では、少額投資非課税制度（NISA）の年間投資枠や非課税保有期間が大幅に拡大され、家計の資産形成を支援する流れがより加速したことは記憶に新しいところです。そして、投資には様々な種類があり、

その内容に応じて課税上の取扱いが異なります。

今回は、近年、特に人気が高まっている暗号資産やFX取引などについて、課税上の留意事項を見ていきます。

1 暗号資産の証拠金取引

暗号資産は仮想通貨とも呼ばれ、インターネット上でやり取りできる財産的価値で、ビットコインやイーサリアムなどが代表的な暗号資産とされています。暗号資産は金融庁・財務局の登録を受けた事業者（取引所）から入手・換金することができま

す。個人が暗号資産取引を行った場合、そこから生じた所得は雑所得（その他雑所得）に区分されますが、その年の取引に係る収入金額が300万円を超える場合は、取引に係る帳簿書類の保存の有無に応じて、保存がある場合は事業所得、保存がない場合は雑所得（業務に係る雑所得）に区分されます。

暗号資産取引（売却）により生じた所得金額は、【計算式1】により算出します。

暗号資産の売却に係る所得金額の計算上、必要経費となるのは、売却の際に支払った手数料のほか、インターネットやスマートフォン等の回線利用料などのうち、売却のために直接必要な支出と認められる部分の金額です。

なお、年間の暗号資産取引により損失が生じたとしても、給与所得や不動産所得など、その他の総合課税の所得や、株式譲渡所得など申告分離課税に該当する雑所得と損益通算することはできません。

2 外国為替証拠金取引（FX）

外国為替証拠金取引（以下「FX取引」とは、外国為替（外国通貨）の売買を、一定の証拠金（保証金）を担保にして、その証拠金の何十倍もの取引単位（金額）で行う取引をいいます。

FX取引には、店頭デリバティブ取引と市場デリバティブ取引がありますが、差金決済により生じた所得金額は、【計算式2】により算出します。

差金決済により差益が生じた

場合は他の所得と区分し、「先物取引に係る雑所得等」（以下「先物雑所得等」として所得税等15・315%（他に地方税5%）の申告分離課税方式により課税されます。一方、差金決済により差損が生じた場合は他の先物雑所得等の金額と損益通算できませんが、先物雑所得等以外の所得との損益通算はできません。なお、他の先物雑所得等と損益通算しても引ききれない損失の金額は、一定要件のもと、翌年以後3年内の各年分の先物雑所得等の金額から控除できます。

3 金地金の譲渡取引

金地金を譲渡した際の所得は、原則、譲渡所得として、給与所得など他の所得と合わせて総合課税の対象となります。ただし、金地金の譲渡が営利を目的として継続的に行われている場合は、その実態に応じて事業所得又は雑所得となります。

金投資口座や金貯蓄口座などからの利益は金地金の現物の譲渡とは異なり、実態は金融取引に近いことから、金融類似商品の収益として一律20・315%

(所得税等15・315%・地方税5%)の税率による源泉分離課税で課税関係が終了します。金地金を売却した場合の所得金額は、「計算式3」により算出します。

4 まとめ

以上のほかにも、投資については、2に述べたFX取引以外の商品先物取引に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得の課税の特例や公社債の償還金を受領した場合の課税の取扱いなどの規定があります。

そして、発生した収益が総合課税あるいは分離課税(源泉分離・申告分離)として課税されるのか、また、損失が発生した場合、損益通算や繰越控除が可能か否かなど投資ごとに取扱いは様々です。事前に商品のパンフレットなどをよく確認し、課税の取扱いを十分理解した上で投資することが大切です。

【参考資料】
国税庁
タックス
アンサー
「貯蓄・投資」



【計算式1】暗号資産取引に係る所得金額の計算(例:ビットコイン=BTC)

$$\text{譲渡価額} - \left(\frac{\text{1BTC当たりの価額}^{(注1)}}{(\text{購入価額} \div \text{購入数量}) \times \text{売却した数量}} \right) = \text{所得金額}^{(注2)}$$

- (注1) 総平均法又は移動平均法のうち、いずれか選択した方法(選択しない場合、個人においては総平均法、法人においては移動平均法)により算出した金額となる。
2 その他の必要経費がある場合、その必要経費の額を差し引いた金額となる。

【計算式2】FX取引に係る所得金額の計算

$$\left(\begin{array}{c} \text{FX取引時に生じる} \\ \text{為替レート変動に伴う損益} \end{array} \right)^{(注1)} + (\text{累計スワップ}) - (\text{取引に係る必要経費}) = \text{所得金額}^{(注2)}$$

- (注1) 売却(決済)時の為替レートと購入時の為替レートの差額(獲得値幅)をいう。
2 2国間の金利差によって発生する金利差調整分(スワップポイント)の累計額をいう。

【計算式3】金地金取引に係る所得金額の計算

1 所有期間が5年以内のもの(総合課税の短期譲渡所得)

- (1) 譲渡価額 - (取得費 + 譲渡費用) = 金地金の譲渡益(①)
(2) (① + その年の金地金以外の総合課税の譲渡益) - 譲渡所得の特別控除額50万円^㉑
= 課税される譲渡所得の金額

2 所有期間が5年を超えるもの(総合課税の長期譲渡所得)

- (1) 譲渡価額 - (取得費 + 譲渡費用) = 金地金の譲渡益(①)
(2) (① + その年の金地金以外の総合課税の譲渡益) - 譲渡所得の特別控除額50万円^㉑
= 譲渡所得の金額(②)
(3) ② × 1/2 = 課税される譲渡所得の金額

- (注1) 特別控除の額は、金地金の譲渡益とそれ以外の総合課税の譲渡益の合計額に対して50万円であり、これらの譲渡益の合計額が50万円以下の場合はその金額までしか控除できない。
2 短期・長期の両方の譲渡益がある場合、特別控除額は両方合わせて50万円が限度となる。(短期の譲渡益から先に控除)

税金クイズ

昭和22年、所得税に申告納税制度が導入されました。それまでは、納税者から提出された収入金額などから税務署が納税額を決めていましたが、納税者が自ら税額までを計算して申告する制度に変わりました。しかし、急激なインフレと戦後の混乱期により納税額は極めて低調だったことから、申告水準を向上させるために大蔵省が講じた奇策は次のうちどれでしょうか？

- ①申告書に懸賞問題を付けた
- ②申告書提出の先着順に景品を付けた
- ③申告書に宝くじを印刷した

【解説】

当時の所得税の申告方式は「予算申告納税方式」と呼ばれ、6月に予定申告をしてから、翌年1月に確定申告を行うという方

式でした。しかし、所得税に申告納税制度が導入された昭和22年度の納税額は、インフレが高進する中、納税者側も初めての税の計算に不慣れということもあり、当初予算に対して11.4%という低調さでした。

そこで、税務当局は、悪質な無申告や過少申告には、更正、決定を行うなど、強い態度で臨んでいきました。その一方で、少しでも税額の計算に慣れてもらい申告水準を向上させるため、昭和24年6月の所得税予定申告書に所得税額の計算問題（1等賞金3万円）を付けたのです。

さて、この奇策が行われた昭和24年6月の予定申告ですが、申告納税者数が約346万人、そのうち解答者数が70万人を超え、正解者23万人の中から抽選で1等から5等までの当選者278人が選ばれました。

懸賞問題付きの申告書は、この1回限りとなっており、まさに戦後の混乱期を表す奇策といえるでしょう。

—— 正解は、①申告書に懸賞問題を付けたでした。（出典：税務大学校ホームページ）

KEY WORD

既に減価償却している中古物件に資本的支出をしたとき

例えば、2年前に築25年の木造アパートを700万円で購入したとします。法定耐用年数（22年）の全部を経過しているので耐用年数は4年（22年×0.2）で減価償却しています。今年になり各居室に総額300万円でユニットバス工事をしました。この費用は資本的支出になりますが、耐用年数は建物と同じ22年となるのでしょうか。

税法上、資本的支出部分は、その資産と種類及び耐用年数を同じくする資産を新たに取得したものとすると定めています。したがって今回の場合は、法定耐用年数の22年ではなく、購入した中古物件の耐用年数の4年で減価償却することになります。

なお、中古物件に対して再取得価額（新築価額）の50%を超える資本的支出を行った場合は、ほぼ新品になっていると考え、中古物件本体及び資本的支出部分について法定耐用年数の22年が適用されます。

ベビーシッター券の課税関係

こども家庭庁ベビーシッター券は、「企業主導型ベビーシッター利用支援事業」の承認事業主となっている企業が従業員に配付し、従業員がベビーシッターを利用した際に使用できる券です。1回あたり対象児童1人につき4400円分（2200円×2枚）の補助が受けられます。例えば、子供1人を3時間預け

て料金が5000円の場合、自己負担は600円です。

この助成金は、令和2年度までは雑所得として確定申告が必要でしたが、子育て支援の観点から同3年分以降は非課税となりました。会社はこの券を通常1枚70円（福利厚生費）で購入でき、広く利用されています。

なお、従業員の自己負担分600円を会社が従業員に支給した場合、この補填金は給与所得として課税対象になります。